

教育長の臨時代理による事務処理について

令和2年11月20日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

1 案件

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続

2 事務処理経過

- 11月20日 ・教育長の臨時代理による各条例の一部改正手続の決定
・区議会への議案提出依頼
- 11月30日 ・区議会で議案の審議及び可決
・一部改正条例の公布

3 条例改正の主な内容

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

期末手当の改定

公布日改定分

(一般職員) 12月支給分を給与月額 100 分の 120 から 100 分の 115 に改定
(年間支給額 100 分の 260 から 100 分の 255 に改定)

(管理職) 12月支給分を給与月額 100 分の 100 から 100 分の 95 に改定
(年間支給額 100 分の 220 から 100 分の 215 に改定)

(再任用一般) 12月支給分を給与月額 100 分の 70 から 100 分の 65 に改定
(年間支給額 100 分の 145 から 100 分の 140 に改定)

(再任用管理職) 12月支給分を給与月額 100 分の 60 から 100 分の 55 に改定
(年間支給額 100 分の 125 から 100 分の 120 に改定)

令和3年4月1日改定分

(一般職員) 6月支給分を給与月額 100 分の 115 から 100 分の 112.5 に改定
12月支給分を給与月額 100 分の 115 から 100 分の 117.5 に改定

(管理職) 6月支給分を給与月額 100 分の 95 から 100 分の 92.5 に改定
12月支給分を給与月額 100 分の 95 から 100 分の 97.5 に改定

(再任用一般) 6月支給分を給与月額 100 分の 65 から 100 分の 62.5 に改定
12月支給分を給与月額 100 分の 65 から 100 分の 67.5 に改定

(再任用管理職) 6月支給分を給与月額の100分の55から100分の52.5に改定
12月支給分を給与月額の100分の55から100分の57.5に改定
※改正文及び新旧対照表は別紙1及び別紙2

(2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

期末手当の改定

公布日改定分

12月支給分を給与月額の100分の120から100分の115に改定

(年間支給額100分の260から100分の255に改定)

令和3年4月1日改定分

6月支給分を給与月額の100分の115から100分の112.5に改定

12月支給分を給与月額の100分の115から100分の117.5に改定

※改正文及び新旧対照表は別紙3及び別紙4

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年中野区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 100 分の 115、12 月に支給する場合には 100 分の 120」を「6 月及び 12 月に支給する場合には 100 分の 115」に改め、同項ただし書中「6 月に支給する場合には 100 分の 95、12 月に支給する場合には 100 分の 100」を「6 月及び 12 月に支給する場合には 100 分の 95」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95、12 月に支給する場合には 100 分の 100」とあるのは「100 分の 55、12 月に支給する場合には 100 分の 60」を「100 分の 95」とあるのは「100 分の 55」に改める。

第 2 条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項中「6 月及び 12 月に支給する場合には 100 分の 115」を「6 月に支給する場合には 100 分の 112.5、12 月に支給する場合には 100 分の 117.5」に改め、同項ただし書中「6 月及び 12 月に支給する場合には 100 分の 95」を「6 月に支給する場合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 115」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 55」を「100 分の 112.5」とあるのは「100 分の 62.5」に改める。

5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

【第 1 条関係】 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第 2 6 条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 2 7 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第 2 8 条～第 3 4 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第 1～別表第 3 (略)</p>	<p>第 1 条～第 2 6 条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 2 7 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の70」と、「100分の95、12月に支給する場合においては100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合においては100分の60」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第 2 8 条～第 3 4 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第 1～別表第 3 (略)</p>

【第 2 条関係】 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第 1 条による改正後
<p>第 1 条～第 2 6 条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 2 7 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支</p>	<p>第 1 条～第 2 6 条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 2 7 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支</p>

給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

第28条～第34条 (略)

附 則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。

4～6 (略)

第28条～第34条 (略)

附 則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成 29 年中野区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 100 分の 115、12 月に支給する場合には 100 分の 120」を「6 月及び 12 月に支給する場合には 100 分の 115」に改める。

第 2 条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「6 月及び 12 月に支給する場合には 100 分の 115」を「6 月に支給する場合には 100 分の 112.5、12 月に支給する場合には 100 分の 117.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【第1条関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第19条 (略) (期末手当)	第1条～第19条 (略) (期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、 <u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、 <u>6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
第21条～第26条 (略)	第21条～第26条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)

【第2条関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
第1条～第19条 (略) (期末手当)	第1条～第19条 (略) (期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、 <u>6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、 <u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
第21条～第26条 (略)	第21条～第26条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。